

# 5大生活習慣病保障医療保険

---

---

## 普通保険約款

---

---

株式会社OUGAN

## 5 大生活習慣病保障医療保険普通保険約款

### －もくじ－

#### この保険の内容

- 第 1 条 この保険の内容
- 第 2 条 用語の定義

#### 第 1 章 責任の開始と保険期間

##### 1. 責任の開始と契約日

- 第 3 条 責任の開始と契約日

##### 2. 保険期間および保険料払込期間

- 第 4 条 保険期間および保険料払込期間

#### 第 2 章 この保険契約の支払に関する規定

##### 3. 保険金の支払

- 第 5 条 死亡保険金の支払
- 第 6 条 生死不明の取扱
- 第 7 条 5 大生活習慣病死亡保険金の支払

##### 4. 入院給付金の給付限度

- 第 8 条 入院給付金の給付限度
- 第 9 条 給付限度に達したときの取扱

##### 5. 入院給付金の支払

- 第 10 条 入院給付金の支払
- 第 11 条 入院給付金の支払に関する補則
- 第 12 条 用語について

##### 6. 保険金等の請求、支払時期、支払場所

- 第 13 条 保険金等の請求、支払時期、支払場所

#### 第 3 章 保険契約の取扱に関する規定

##### 7. 保険料の払込

- 第 14 条 保険料の払込
- 第 15 条 保険料の払込方法（経路）
- 第 16 条 保険料払込方法（経路）の変更

##### 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第 17 条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効
- 第 18 条 保険料払込の猶予期間中に保険事故が発生した場合

##### 9. 保険契約者の住所の変更

- 第 19 条 保険契約者の住所変更

##### 10. 契約の更新

- 第 20 条 契約の更新

##### 11. 保険契約者または保険金受取人の変更

- 第 21 条 保険契約者の変更

- 第 22 条 保険金の受取人の変更

##### 12. 保険契約者または保険金の受取人の代表者

- 第 23 条 保険契約者または保険金の受取人の代表者

##### 13. 重複契約による無効

- 第 24 条 重複契約による無効

##### 14. 保険契約の無効

- 第 25 条 詐欺による無効
- 第 26 条 不法取得目的による無効

##### 15. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第 27 条 告知義務
- 第 28 条 告知義務違反による解除
- 第 29 条 保険契約を解除できない場合

##### 16. 重大事由による解除

- 第 30 条  
重大事由による解除

##### 17. 保険契約者配当金

- 第 31 条 保険契約者配当金

##### 18. 解約・払いもどし金

- 第 32 条 解約
- 第 33 条 払いもどし金

##### 19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

- 第 34 条 契約年齢の計算
- 第 35 条 契約年齢または性別の誤りの処理

##### 20. 保険料の増額または保険金額・入院日額の減額

- 第 36 条 保険期間中または更新日の保険料の増額または  
保険金額・入院日額の減額
- 第 37 条 保険金・入院給付金の削減払い

##### 21. 更新を引き受けない場合

- 第 38 条 更新を引き受けない場合

##### 22. 時効

- 第 39 条 時効

##### 23. 管轄裁判所

- 第 40 条 管轄裁判所

##### 24. 準拠法

- 第 41 条 準拠法

## 5 大生活習慣病保障医療保険普通保険約款

(平成 2008 年 11 月制定)

### (この保険の内容)

第 1 条 この保険は、つぎの保障を行なうことをおもな内容とするものです。

- (1) 死亡保険金  
被保険者が、病気や事故により死亡したときに死亡保険金を支払います。
- (2) 5 大生活習慣病死亡保険金  
被保険者が 5 大生活習慣病により死亡したときに 5 大生活習慣病死亡保険金を支払います。
- (3) 5 大生活習慣病入院給付金  
被保険者が 5 大生活習慣病の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて 5 大生活習慣病入院給付金を支払います。
- (4) 不慮の事故入院給付金  
被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて不慮の事故入院給付金を支払います。

### (用語の定義)

第 2 条 前条の用語の定義は、つぎのとおりとします。

- (1) 5 大生活習慣病  
5 大生活習慣病とは、別表 1 に規定する 5 大生活習慣病（「悪性新生物（上皮内新生物（上皮内がん）を除きます。以下同じ。）」、「虚血性心疾患」、「脳卒中」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」）をいいます。
- (2) 不慮の事故  
対象となる不慮の事故とは、別表 2 に規定する不慮の事故をいい、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものをいいます。

## 第 1 章 責任の開始と保険期間

### 1. 責任の開始と契約日

#### (責任の開始と契約日)

第 3 条 この保険契約の、責任の開始と契約日は次のとおりとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを承諾した契約について、第 1 回保険料が口座振替により払い込まれた日の属する月の翌月 1 日から保険契約上の責任を負うものとしその日を責任開始の日とします。
- (2) 前号の会社の責任開始の日を契約日とします。保険期間は、この契約日を含めて計算します。
- (3) 契約日前の保険事故  
前各号の規定にかかわらず、第 1 回保険料が口座振替により払い込まれた日から契約日の前日までの間に、約款の規定に基づいて保険金等の保険給付を行うべき事由が発生したとき会社は責任を負うものとします。
- (4) 第 1 回保険料の払込みがなかったときは、責任は開始されません。
- (5) 会社が保険契約の申込を承諾したとき、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券を発行することによって承諾の通知に代えることがあります。

## 2. 保険期間および保険料払込期間

### (保険期間および保険料払込期間)

第4条 この保険契約の保険期間および保険料払込期間はつぎのとおりとします。

- (1) 保険期間は、契約日または更新日からその日を含めて1年間とします。
- (2) 保険料払込期間は、前号の保険期間と同一とします。

## 第2章 この保険契約の支払に関する規定

## 3. 保険金の支払

### (死亡保険金の支払)

第5条 この保険契約の死亡保険金の支払は、つぎのとおりです。

	支払の対象となる事由 (以下、「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
死亡保険金	・ 被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険証券記載の死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金受取人

死亡保険金を支払わないとき (免責事由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. つぎにより被保険者が死亡したとき               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内(この契約が更新されたときは更新を含みます。)の被保険者の自殺</li> <li>(2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。</li> <li>(3) 地震、噴火または津波</li> <li>(4) 戦争、その他の変乱</li> <li>(5) 原子核反応または原子の崩壊</li> <li>(6) 前号以外の放射線照射または放射能汚染</li> </ol> </li> <li>2. 前項(3)から(6)の事由により、死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うときがあります。</li> </ol>		
-------------------------	--	--	--

### (生死不明の取扱)

第6条 被保険者の生死が不明のときでも、会社が死亡したものと認めるときは死亡保険金を支払います。

### (5大生活習慣病死亡保険金の支払)

第7条 この保険契約の5大生活習慣病死亡保険金の支払は、つぎのとおりです。

	支払事由	支払額	受取人
5大生活習慣病死亡保険金	・ 被保険者が、責任開始の日以後に発病した別表1に記載の5大生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に死亡したとき ただし、「乳房の悪性新生物」については、責任開始の日以後に発病し、かつ、責任開始の日より90日を経過した後、はじめて「乳房の悪性新生物」と診断確定されたときに限ります。	保険証券記載の5大生活習慣病死亡保険金額(更新したときは保険契約更新通知書記載の5大生活習慣病死亡保険金額)	保険証券記載の5大生活習慣病死亡保険金受取人

5 大生活習慣病死亡保険金を支払わないとき (免責事由)	1. つぎにより被保険者が死亡したとき (1) 保険契約者または5大生活習慣病死亡保険金受取人の故意 ただし、その受取人が5大生活習慣病死亡保険金の一部の受取人であるときは、5大生活習慣病死亡保険金の残額をその他の5大生活習慣病死亡保険金受取人に支払います。
---------------------------------	---

#### 4. 入院給付金の給付限度

##### (入院給付金の給付限度)

第8条 この保険契約における入院給付金の給付限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の入院(第11条(入院給付金の支払に関する補則)の規定により1回の入院とみなすときを含みます。)についての支払限度は、50日とします。
- (2) 通算支払限度は、この保険契約の1保険期間中に支払事由が生じた全ての給付金の支払金額を通算して80万円とします。また、この保険契約の全保険期間(契約日から、契約(更新した契約を含む。)が満了、または死亡・解約などにより消滅した日までをいいます。)中に支払事由が生じた全ての給付金の支払金額を通算して320万円とします。  
ただし、第1回保険料の払い込みから契約日の前日までの間の入院について支払いが行なわれた給付金も1保険期間または全保険期間の通算支払限度に算入します。

##### (給付限度に達したときの取扱)

- 第9条 この保険契約の1保険期間中に前条の給付限度額に達したときは、その翌日から保険期間満了日までに支払事由が生じたときでも支払の対象となりません。また、給付限度額に達したときに、入院中であっても給付限度に達した日の翌日より保険期間が満了するまでは支払の対象となりません。
2. 1保険期間中に給付限度に達し、保険期間の更新を迎えたときは、あらたに前条の給付限度(全保険期間の給付限度は除きます。)を設けます。ただし、前保険期間中に支払事由が発生した入院中に入院給付金の給付限度となり、入院中に更新を迎えたときは、当該入院を前保険期間の入院とみなし、お支払の対象となりません。
  3. 入院中に全保険期間の給付限度額に達したときは、その翌日から支払の対象となりません。
  4. 1保険期間の給付限度に達したときおよび全保険期間の給付限度に達したとき、会社は保険契約者に通知します。

#### 5. 入院給付金の支払

##### (入院給付金の支払)

第10条 この保険契約の入院給付金の支払は、つぎのとおりです。

	支払事由	支払額	受取人
5大生活習慣病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が保険期間中(更新をしたときは更新後の期間を含みます。)につぎの各号のいずれも満たし入院したとき</li> <li>(1) 責任開始の日以後に発病した別表1に記載の5大生活習慣病を原因として入院したとき</li> <li>(2) 治療を目的として、日本国内にある病院または診療所に継続して2日以上入院をしたとき</li> </ul> <p>ただし、「乳房の悪性新生物」については、責任開始の日以後に発病し、かつ、責任開始の日より90日を経過した後に、はじめて「乳房の悪性新生物」と診断確定されて上記(1)(2)に該当する入院をしたときに限ります。</p>	<p>1回の入院につき、保険証券記載の入院日額 × 入院日数</p>	被保険者
不慮の事故入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が保険期間中(更新をしたときは更新後の期間を含みます。)につぎの各号のいずれも満たし入院したとき</li> <li>(1) 責任開始の日以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院で、事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始したとき</li> <li>(2) 治療を目的として、日本国内にある病院または診療所に継続して2日以上入院をしたとき</li> </ul>		

<p>入院給付金を 支払わないとき (免責事由)</p>	<p>1. 5大生活習慣病入院給付金 つぎのいずれかにより入院し支払事由に該当したときは、5大生活習慣病入院給付金を支払いませ ん。</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の薬物依存</p> <p>2. 不慮の事故入院給付金 つぎのいずれかにより入院し支払事由に該当したときは、不慮の事故入院給付金を支払いませ ん。</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 原因の如何は問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見 のないとき (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争、その他の変乱 (10) 原子核反応または原子の崩壊 (11) 前(10)号以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>*「薬物依存」は、別表4に記載する平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類 項目F10～F19とし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害 および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。</p> <p>*「精神障害」は、別表4に記載する平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類 項目F00～F99とし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害 および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。</p>
--------------------------------------	--

### (入院給付金の支払に関する補則)

第11条 入院給付金の支払に関しては、つぎのとおり取扱います。

- (1) 保険契約者が法人で、かつ、保険金受取人のときには、前条の規定にかかわらず、保険契約者を入院給付金受取人とします。
- (2) 被保険者が、同一の5大生活習慣病（病名を異にするときでも、医学上重要な関係があると会社が認めた5大生活習慣病は、同一の5大生活習慣病として取り扱います。以下同じ。）の治療を目的として、前条に規定する入院を2回以上したときは、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算してお支払します。ただし、同一の5大生活習慣病による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取扱います。
- (3) 被保険者が、5大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる5大生活習慣病を併発していたとき、またはその入院中に異なる5大生活習慣病を併発したときには、その入院開始の直接の原因となった5大生活習慣病により継続して入院したものとみなして、重複して支払いせん。
- (4) 被保険者が、5大生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、不慮の事故による傷病の入院を同日に開始したときは、入院開始の直接の原因となった5大生活習慣病に対して入院給付金を支払い、不慮の事故による入院に対して入院給付金は支払いせん。ただし、その入院中に5大生活習慣病に対する入院給付金の支払われる期間が終了し、継続して不慮の事故による傷病の治療のための入院をしたときは、その翌日から不慮の事故に対する入院給付金を支払います。このとき、不慮の事故に対して支払う入院給付金は、5大生活習慣病に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院日額を乗じて得た金額とします。
- (5) 被保険者が、5大生活習慣病以外の疾病の治療を目的とする入院中に、5大生活習慣病を併発し、その5大生活習慣病の治療を開始したときには、その日からその5大生活習慣病の治療を目的として入院したものととして前条の規定を適用します。
- (6) 被保険者が、不慮の事故入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算してお支払します。ただし、この取扱の対象となる入院は、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。

- (7) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院したときは、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対して入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対して入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する入院給付金を支払います。このとき、異なる不慮の事故に対して支払う入院給付金の金額は、主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院日額を乗じて得た金額とします。
- (8) 被保険者が、不慮の事故入院給付金の支払事由に該当する入院中に、5大生活習慣病を発病し治療を開始したときは、入院開始の直接の原因となった不慮の事故に対して入院給付金を支払い、5大生活習慣病による入院に対して入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了し、継続して5大生活習慣病の治療のための入院をしたときは、その翌日から5大生活習慣病に対する入院給付金を支払います。このとき、5大生活習慣病に対して支払う入院給付金は、不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院日額を乗じて得た金額とします。
- (9) 被保険者が、5大生活習慣病以外の疾病の治療を目的とする入院中に、不慮の事故を生じ、その不慮の事故の治療を開始したときには、その日から不慮の事故の治療を目的として入院したもとして前条の規定を適用します。
- (10) 被保険者が転入院または再入院したとき、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして入院給付金を支払います。
- (11) 入院給付金の請求時に受取人である被保険者が死亡したときは、被保険者の法定相続人が受取人となります。
- (12) 責任開始前に生じた5大生活習慣病を直接の原因として入院したときでも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始以後の原因によるものとみなして入院給付金を支払います。
- また、被保険者が5大生活習慣病のうち「乳房の悪性新生物」を直接の原因として、責任開始の日からその日を含めて90日以内に医師により「乳房の悪性新生物」と診断確定され、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、または死亡したときでも5大生活習慣病入院給付金または5大生活習慣病死亡保険金を支払います。
- (13) 保険契約が更新されないときにおいて、被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中に保険契約が満了したときは、その満了日を含んで継続している入院に限り保険期間中の入院とみなして取り扱います。ただし、この入院期間中に支払限度額に達したときは、翌日以降の入院給付金は支払の対象となりません。

### (用語について)

第12条 この保険契約において、「病院または診療所」、「入院」、「治療を目的とする入院」、「診断確定」とは、つぎの各号に定めるものをいいます。

(1) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときには、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院または診療所(前記1)以外の施設を含みます。)での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(前記1)に入り、つねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(3) 治療を目的とした入院

「治療を目的とした入院」とは、疾病または傷害を治療するために入院することをいいます。美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊治療、治療を伴わない診断・検査(人間ドック検査を含みます。)等により入院したときは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

(4) 診断確定

「診断確定」は、病理組織学的所見(生検)により、日本の医師の資格を持つものによってなされることを要する。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られないときには、他の所見による診断確定も認めること

がある。

## 6. 保険金等の請求、支払時期、支払場所

### （保険金等の請求、支払時期、支払場所）

- 第13条 保険金、入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人または入院給付金受取人（以下、保険金等の受取人という。）は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金等の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表3）を提出して保険金または入院給付金を請求してください。
  3. 会社は、必要な書類が会社の本社に到着した日からその日を含めて10営業日以内に会社の本社から支払います。また、必要な書類に不備があった場合は、必要書類が完備した日から10営業日以内に会社の本社から支払います。ただし、保険金等は、事実の確認のためとくに日時を要するときは、10営業日を過ぎることがあります。
  4. 事実の確認に際し、保険契約者、保険金等の受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払いません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
  5. 入院給付金受取人である被保険者が、判断能力の喪失や、病気不告知などにより入院給付金を請求できない特別な事情があるときに限り、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている戸籍上の配偶者（配偶者がいないときは、2親等以内の血族。）を、請求代理人として入院給付金を請求することができます。会社が、請求代理人に支払ったときには、その後、重複して入院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。  
なお、このとき、特別な事情の存在を証明する書類および被保険者と請求代理人の関係を証明する書類を提出し、会社が承諾したときに限ります。

## 第3章 保険契約の取扱に関する規定

## 7. 保険料の払込

### （保険料の払込）

- 第14条 保険料は、口座振替による月払いを原則とします。保険料は払込期間中、毎回、払込期日（月単位の契約応当日をいう。：以下同じ）までに第15条（保険料の払込方法（経路））に定める払込方法によって払い込んでください。
2. 前項の保険料が払込期日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに契約が消滅したときは、その保険料を保険契約者（保険金支払のときは保険金受取人とします。）に払いもどします。

### （保険料の払込方法（経路））

- 第15条 保険料は、会社で定めた所定の日に、保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、会社の口座に振り替えることにより毎月払い込まれるものとします。
2. 前項の払込方法において、指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。このとき、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に該当し、保険契約者が提携金融機関等に対し、会社の口座へ保険料の口座振替の依頼をしていることが必要です。
  3. 振替日が、提携金融機関等の休業日に該当するときは、翌営業日に振替を行いません。このとき、振替日に保険料が払い込まれたものとします。
  4. 振替日に、払い込まれるべき保険料の口座振替ができなかったとき
    - (1) 第1回保険料は、翌月の会社で定めた日に、再度第1回保険料の口座振替を行います。第1回保険料が払い込まれないときに責任は開始しません。
    - (2) 第2回以後の保険料は、翌月の振替日に再度翌月分とあわせて2ヵ月分の合計額の口座振替を行います。

### （保険料払込方法（経路）の変更）

- 第 16 条 保険契約者は、保険料の支払を行なう指定口座を会社の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。このとき、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
2. 会社は、口座振替による保険料の払込以外の保険料払込方法（経路）は認めません。ただし、払込猶予期間中の保険料の払込のときはこの限りではありません。
  3. 会社の提携金融機関等が、保険料の口座振替の取扱を停止したとき、会社は、その旨を保険契約者に通知します。このとき、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
  4. 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。このとき、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

### （保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）

- 第 17 条 第 2 回目以後（更新後の第 1 回目保険料を含む。）の保険料の払込については、払込期日までに払い込んでください。保険料払込猶予期間は払込期日の属する月の翌月の末日までとします。
2. 保険料払込猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は保険料払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います（以下「失効」といいます。）。
  3. この保険契約が失効した日以降に生じた保険金または入院給付金の支払事由については、保険金または入院給付金を支払しません。
  4. この保険契約には、復活の取扱いはありません。

### （保険料払込の猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 第 18 条 保険料の払込がないまま、保険料払込猶予期間満了日までに保険金または入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人はただちに当該保険料を払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険金等の受取人の申し出により、保険金または入院給付金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
  3. 前項のときで、入院給付金が払い込むべき保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間満了日までに払い込むべき保険料を払い込んでください。この払い込むべき保険料が払い込まれないとき、保険契約は、保険料払込猶予期間満了日の翌日から失効し、会社は入院給付金を支払いません。

## 9. 保険契約者の住所の変更

### （保険契約者の住所変更）

- 第 19 条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 10. 契約の更新

### （契約の更新）

- 第 20 条 保険契約者は、保険期間の満了する日の翌日（以下、「更新日」といいます。）に、この保険契約（保険期間満了日までの保険料が払い込まれているときに限ります。）の更新をすることができます。また、被保険者の年齢が、会社の定める契約年齢を超えるとときは、保険期間満了となる 3 ヶ月前までに、この保険契約の満了を通知します。
2. 会社は、更新日の 3 ヶ月前までに更新の通知をします。この保険契約を更新しないときは、保険期間の満了を迎える 2 ヶ月前までに、会社の本社に申し出てください。この申し出がない限り、この保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。
  3. 更新後の保険料ならびに保障内容は、更新日現在の被保険者の契約年齢を適用します。
  4. 更新後の第 1 回保険料の払込については、第 14 条（保険料の払込）、第 15 条（保険料の払込方法（経路））および第 17 条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
  5. 保険契約を更新したときは、旧保険証券と保険契約更新通知書をもって新証券に代えます。

## 11. 保険契約者または保険金の受取人の変更

### （保険契約者の変更）

- 第 21 条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表 3）を会社に提出してください。
  3. 本条の変更を行なったときは、保険証券に裏書します。

### **(保険金の受取人の変更)**

- 第22条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険金受取人を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表3)を会社へ提出してください。
  3. 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
  4. 保険金受取人の死亡時以降、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
  5. 前項により保険金受取人となった者が2人以上いるとき、その受取割合は法定相続割合とします。

## 12. 保険契約者または保険金の受取人の代表者

### **(保険契約者または保険金の受取人の代表者)**

- 第23条 保険契約者が死亡したときの保険契約について、保険契約者の相続人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。このとき、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 被保険者が死亡したときに、保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。このとき、その代表者は、他の保険金受取人を代理するものとします。
  3. 前2項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
  4. 保険契約者の相続人が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

## 13. 重複契約による無効

### **(重複契約による無効)**

- 第24条 同一の被保険者が、この保険を重複して契約した事実が判明したとき、新しい契約を無効とします。契約日が同一のときは保険契約者によりどちらかを選択していただきいずれか一方を無効とします。このとき無効となった契約の払込みされた保険料は払いもどします。

## 14. 保険契約の無効

### **(詐欺による無効)**

- 第25条 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結が行われたときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

### **(不法取得目的による無効)**

- 第26条 保険契約者が保険金、入院給付金を不法に取得する目的または他人に保険金、入院給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払いもどしません。

## 15. 告知義務および告知義務違反による解除

### **(告知義務)**

- 第27条 保険契約の締結の際、会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。

### **(告知義務違反による解除)**

- 第28条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときには、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 会社は、保険金または入院給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。このとき、会社は、保険金もしくは入院給付金の支払を行ないません。またすでに保険金または入院給付金を支払っていたときは、すでに支払われた保険金または入院給付金の返還を請求します。
  3. 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは入院給付金の支払事由の発生が解除の原因によらなかったことを被保険者または保険金・入院給付金受取人が証明したときは、保険金もしくは入院給付金を支払います。
  4. 保険契約を解除したときは、保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所不明等正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者、保険金または入院給付金の受取人に通知します。
  5. 本条の規定により本契約が解除されたときには、払いもどし金はありません。

### **(保険契約を解除できない場合)**

第 29 条 会社は、つぎのいずれかのときには、前条の規定による解除をすることができません。

- (1) 会社が保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- (2) 会社が解除の原因を知ったその日からその日を含めて 1 ヶ月を経過したとき
- (3) 保険契約が、契約日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、契約日からその日を含めて 2 年以内に解除の原因となる事実により保険金もしくは入院給付金の支払事由が生じているときを除きます。

## 16. 重大事由による解除

### (重大事由による解除)

第 30 条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じたときには、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金・入院給付金受取人が保険金または入院給付金を搾取する目的もしくは他人に保険金または入院給付金を搾取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金または入院給付金の請求に関し、保険金または入院給付金の受取人に詐欺行為があったとき
- (3) その他この保険契約を継続することを期待しえない前(1)から(2)に掲げる事由と同等の事由があるとき
- (4) 保険金または入院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前各号の規定によってこの保険契約を解除することができます。このときには、会社は、保険金または入院給付金を支払いません。既に保険金または入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (5) 本条の規定による解除については、第 28 条（告知義務違反による解除）第 4 項、第 5 項の規定を準用します。

## 17. 保険契約者配当金

### (保険契約者配当金)

第 31 条 この保険契約には、保険契約者配当金はありません。

## 18. 解約・払いもどし金

### (解約)

第 32 条 保険契約者は、将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。この場合、解約日は解約書類を受付した日の当月末日とします。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表 3）を会社へ提出してください。なお、解約に際し、解約日以後の未経過分の保険料があるときは保険契約者へ返戻します。

### (払いもどし金)

第 33 条 この保険契約の解約にともなう払いもどし金はありません。

## 19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### (契約年齢の計算)

第 34 条 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、更新日における満年齢で計算します。

### (契約年齢または性別の誤りの処理)

第 35 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りのあったときは、実際の年齢にもとづいて保険料を変更し、過去の保険料に差額があれば精算します。ただし、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあったときには、会社の定めるところにより処理します。

## 20. 保険料の増額または保険金額・入院日額の減額

### (保険期間中または更新日の保険料の増額または保険金額・入院日額の減額)

第 36 条 会社は、事故率が見込みを著しく超過したことにより、保険料の計算基礎を変更する必要が生じて、保険料の増額または保険金額・入院日額の減額が必要と会社が認めるときは、会社の定めるところにより、残余の保険期間中の保険料の増額または保険金額・入院日額の減額を行なうときがあります。なお、このときは、ただちに保険契約者に通知します。

2. 会社は、この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎に大きく影響をおよぼすと判断されるときは、会社の定めるところにより、更新日に保険料の増額または保険金額・入院日額の減額をするときがあります。

なお、このときは、更新日の3ヵ月前までに保険契約者へ通知します。

**(保険金・入院給付金の削減払い)**

第37条 会社は、一時に多くの保険金や入院給付金の支払事由が発生し、保険金・入院給付金を支払うための財源が著しく不足するときは、保険金・入院給付金を削減して支払いする場合があります。なお、このときは、ただちに保険契約者に通知します。

**21. 更新を引き受けない場合**

**(更新を引き受けない場合)**

第38条 会社は、保険の収支を検証して、不採算となり契約更新の引き受けが困難となったときは、会社の定めるところにより更新の引受を行わないことがあります。なお、このときは、更新日の3ヵ月前までに保険契約者に通知します。

**22. 時効**

**(時効)**

第39条 保険金もしくは入院給付金を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには消滅します。

**23. 管轄裁判所**

**(管轄裁判所)**

第40条 この保険契約における保険金・入院給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金もしくは入院給付金の受取人（保険金もしくは入院給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

**24. 準拠法**

**(準拠法)**

第41条 この約款に規定がない事項につきましては、日本国の法令に準拠します。

## 【別表1】5大生活習慣病

対象となる5大生活習慣病は、「悪性新生物」、「虚血性心疾患」、「脳卒中」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」をいい、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、以下に定める内容とします。

### [悪性新生物]

悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病をいい、以下に定める基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

#### 除外：上皮内新生物(上皮内がん)

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C34 C37～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性器の悪性新生物	C51～C58
男性器の悪性新生物	C60～C63
尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C85 C88～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

### [虚血性心疾患]

以下に定める基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
狭心症	I 20
急性心筋梗塞	I 21
再発性心筋梗塞	I 22
急性心筋梗塞の続発合併症	I 23
その他の急性虚血性心疾患	I 24
慢性虚血性心疾患	I 25

### [脳卒中]

脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病をいい、以下に定める基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
脳血管疾患（I60-I69）のうち、くも膜下出血	I60

脳血管疾患（I60-I69）のうち、脳内出血	I61
脳血管疾患（I60-I69）のうち、脳実質外動脈の脳梗塞	I63

【糖尿病】

以下に定める基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
糖尿病	E10～ E14

【高血圧性疾患】

以下に定める基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
高血圧性疾患	I10～ I15

【別表2】 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、以下に定める内容とします。

分類項目	基本分類コード
1. 交通事故	V01－V79
2. その他の陸上交通事故	V80－V89
3. 水上交通事故	V90－V94
4. 航空および宇宙交通事故	V95－V97
5. その他および詳細不明の交通事故	V98－V99
6. 転倒・転落	W00－W19
7. 生物によらない機械的な力への曝露	W20－W49
8. 生物による機械的な力への曝露	W50－W64
9. 不慮の溺死および溺水	W65－W74
10. その他の不慮の窒息 ただし、疾病による呼吸障害、えん下障害、精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤えん〈嚥〉、〈吸引〉(W78)」、「気道閉塞を生じた食物の誤えん〈嚥〉、〈吸引〉(W79)」、「気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん〈嚥〉、〈吸引〉(W80)」は除外します。	W75－W84
11. 電流、放射線並びに極端な気温および気圧への曝露 ただし、「高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)」は除外します。	W85－W99
12. 煙、火および火災への曝露	X00－X09
13. 熱および高温物質との接触	X10－X19
14. 有毒動植物との接触	X20－X29
15. 自然の力への曝露	X33－X39
16. 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	X40－X49
17. 加害にもとづく傷害および死亡 ただし、「その他の虐待症候群(Y07)」に該当するものは除きます。	X85－Y09
18. 法的介入および戦争行為 ただし、「合法的処刑(Y35.5)」は除きます。	Y35－Y36